

# 防火戸と防火設備

建物を火災から守るために、火煙の拡大を防ぐことが第一である。火煙の拡大防止には二つの種類がある。一つは建物相互間の延焼防止であり、もう一つは

を念頭に大幅な概念整理が行われたので整理してみよう。

## 建物相互の延焼防止措置

建物内部における火煙の拡大防止である。前者については屋根と外壁が、後者については床と壁が、それぞれ主要な役割を果たすが、いずれの場合にもなにがしかの開口部を設けなければ建物として使えない。その開口部にそれなりの防火性能がなければ、いくら屋根や床や壁を耐火構造や準耐火構造にしても、火煙の拡大を防止することはできない。

防火戸や防火設備はそのための設備である。以前は「甲種防火戸」としての鉄製扉と「乙種防火戸」としての網入りガラス戸がその中心だったが、開口部は建築デザインにとつてきわめて大きいウエイトを持っているだけに、何かと議論の多い分野だった。平成12(2000)年の改正では、性能規定化と自由度の拡大

建築基準法第2条第9号の2項では、耐火建築物について「その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他政令で定める防火設備……を有すること」とされ、同条第9号の3では、準耐火建築物についても同様に「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号に規定する防火設備を有するもの」とされている。

また、法第64条では、「防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他政令で定める防火設備……を設けなければならない」とされていいる。

語は用いられていないから、「法律」の範囲では「防火戸その他の防火設備」という概念は、「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分」に設けられて、「当該建物への延焼を防ぐ設備」として位置づけられている、と考えることができる。

建築基準法が制定された昭和25(1950)年当時は、「火災と言えば市街地大火を指す」という時代であった。一方、当時は耐火建築物そのものが少なくて、ビル特有の火災性状もよく理解されていなかつたため、「防火区画」についてきちんとした理論的な整理が行われておらず、このため「防火区画の構成要素としての防火戸」などという概念は「法律」のなかに入らなかつた。その後、数次の改正を繰り返して、政令等の規定のなかでは、「防火戸その他の防火設備」の位置づけは大きく変化してきたが、「法律」の範疇ではいまだに「当該建物への延焼を防ぐ設備」として位置づけら

れたままだということだろう。

## 防火戸その他の防火設備

法第2条第9号の2と第9号の3で、耐火建築物や準耐火建築物の延焼のおそれのある部分の開口部に要求される「防火戸その他の防火設備」として政令で定められているのは、「防火戸、ドレンチャーブルその他火炎を遮る設備」である（令第109条）。また、法第64条で防火地域または準防火地域内にある建築物の外壁の開口部で延焼のある部分に要求される「防火戸その他の防火設備」も同様である。「防火戸その他の防火設備」として、従来は「甲種防火戸」「乙種防火戸」および「ドレンチャー」が定められていたが、平成12（2000）年の改正で「性能規定化」の観点から整理された。また、従来、この政令第109条では防火戸とドレンチャーとは同格の扱いを受けているのに、政令第112条の防火区画の規定などでは「防火戸」が原則とされているため、「ドレンチャー」を用いようとすれば法第38条に基づく大臣特認をとらしかなかつた。

平成12年の改正では、これまで「防火戸」と記述されていたところがすべて「防火設備」と書き直されており、「火炎を遮る性能がある設備なら防火戸に限られない」という考え方が明瞭に打ち出された。通常の建物であれば、開口部には結局防火戸を用いることになると考えられるので、実態上はあまり変わらないと思うが、「性能規定化」を体現したものとして思想的には大きな変化だろう。

## 遮炎性能と準遮炎性能

「防火戸その他の防火設備」の性能は、耐火建築物等に要求されるもの（法第2条第9号の2関係）と防火・準防火地域にある建築物に要求されるもの（法第64条関係）とでは異なっている。

前者は「遮炎性能」と呼ばれ、「建物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能」（法第64条）である。具体的には「防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る）に火炎を出さないもの」とされている（令第136条の2の3）。

耐火建築物等の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に要求される遮炎性能も、建物外部からの延焼防止が目的であ

この「20分間」というのは、従来「乙種防火戸」の試験方法として定められていて、「平成2年建設省告示第2999号」で、「昭和44年建設省告示第1125号」の別記第1の4の2の表に規定する耐火標準加熱温度により20分間試験体を加熱した場合に支障が生じないこととされていたことと整合しているので、ここでいう「防火設備」というのは、防火戸ながら従来の「乙種防火戸」のことだと思えばよいのだろう。

るから、理屈上は法第64条の「準遮炎性能」でもよいのではないかと思うし、実

際、従来は両方とも乙種防火戸でよかつたのだが、今度の改正ではそうなっていない。

「建物の周囲において発生する通常の火災」による延焼を防止するためだけなら、従来の「乙種防火戸」より少し要求性能を下げることができるし、要求性能が下がれば、従来「乙種防火戸」として認められていなかつた「線入りガラス」なども「防火設備」として使えるようになるかもしれません。建物の外観上大きなウエイトを占める外壁開口部のデザインの多様化にも資することができる。

一方、耐火建築物等には、建築物内部に設けられる防火区画の構成要素として「防火設備」が要求されており、その防火設備には「遮炎性能」が要求されているので、それとの整合性の確保を図る必要がある。また、耐火建築物等とすることが義務づけられているのは火災になると人命危険の大きい建築物であるから、単に防火地域や準防火地域内の建築物として延焼防止を図るのに比べると一段高

い遮炎性能を要求する必要もある。

今回、新たに「準遮炎性能」という概念を登場させながら、防火・準防火地域関係規定にだけしか適用されなかつた理由を推測してみれば、以上のようなところではなかろうか。

いずれにしろ、同じように外部からの延焼防止を目的にしていながら、防火・準防火地域内にある建築物の開口部に要求される延焼防止性能（準遮炎性能）は、平成12年の改正で、耐火建築物等の開口部に要求される遮炎性能より低くてよくなつた、ということには留意しておかなければならない。

### 防火設備の構造方法と大臣認定

防火設備に要求される遮炎性能については政令第109条の2により、準遮炎性能については政令第136条の2の3により、それぞれ定められているが、具体的にどのようなものが要求性能を満たす防火設備として認められるのだろうか。

このあたりの定め方は、平成10（1998）年と12（2000）年の改正で、「性能規定化」された他の事項と同様に、

「……政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」とされている。

法第2条第9号の2ロについて言えば、「国土交通大臣が定めた構造方法」

とは、平成12年建設省告示第1360号（防火設備の構造方法を定める件）のことである。その内容は従来の政令第110条第2項～第5項（乙種防火戸の基準）と基本的に同じものであり、「鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上1.5mm未満のもの」などと「仕様書規定」的に定められている。

従来、仕様書規定のセービングクローズとして設けられていた「建設大臣が消防庁長官の意見を聞いて、これらと同等以上の防火性能を有すると認めて指定するもの」（旧令第110条第2項第6号）といふ規定はなくなつたが、「国土交通大臣の認定を受けたもの」という規定がそのままの代わりにセービングクローズの役割を果たすことになつた。

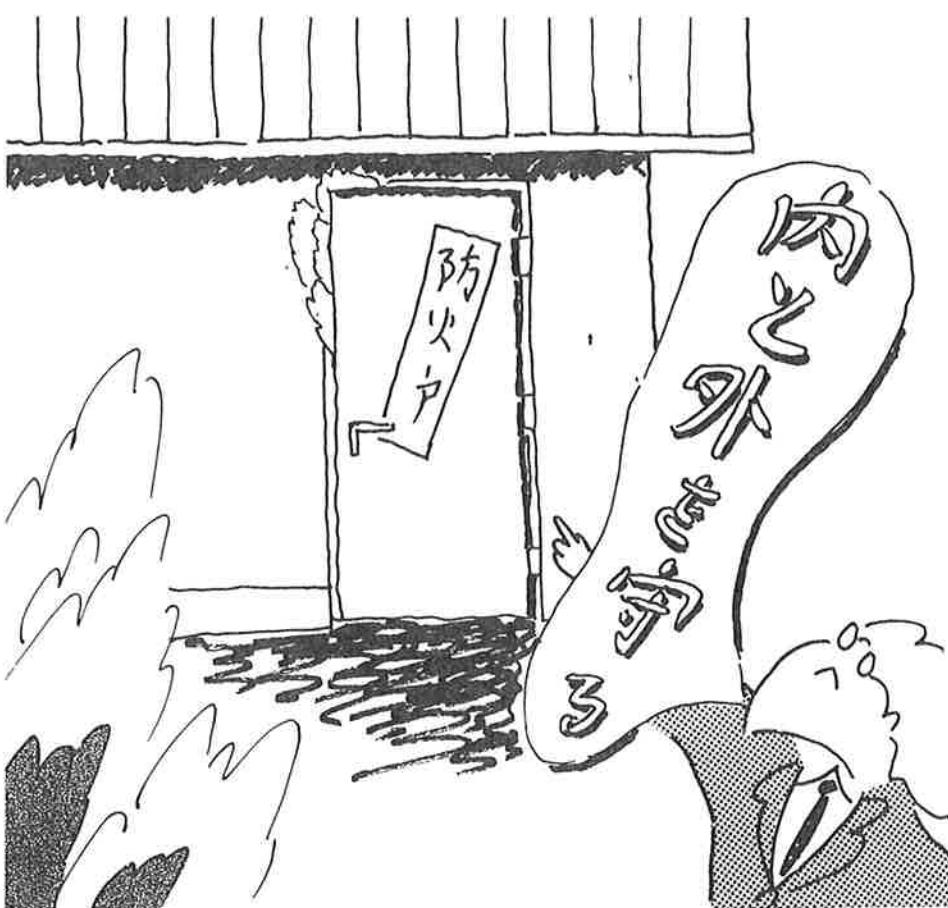
旧政令第110条第2項第6号に基づく指定の際の基準として、従来は建設省から告示（平成2年建設省告示第1125

号)により試験方法等が示されていたが、今回は示されていない。国土交通大臣の認定の仕組みは、不燃材料や耐火構造などと同様に、法第68条の26などに基づいて行われることになつており(164頁参照)、試験方法等については、各試験

機関等がそれぞれ定め、国土交通大臣はその試験方法などを含めてその試験機関等の善し悪しを評価し、「指定性能評価機関」等として指定することとされている。

法第64条については、「国土交通大臣

が定めた構造方法」は、平成12年建設省告示第1366号(防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件)である。



防火戸の主要な役割は外部からの延焼防止であると意識されていた

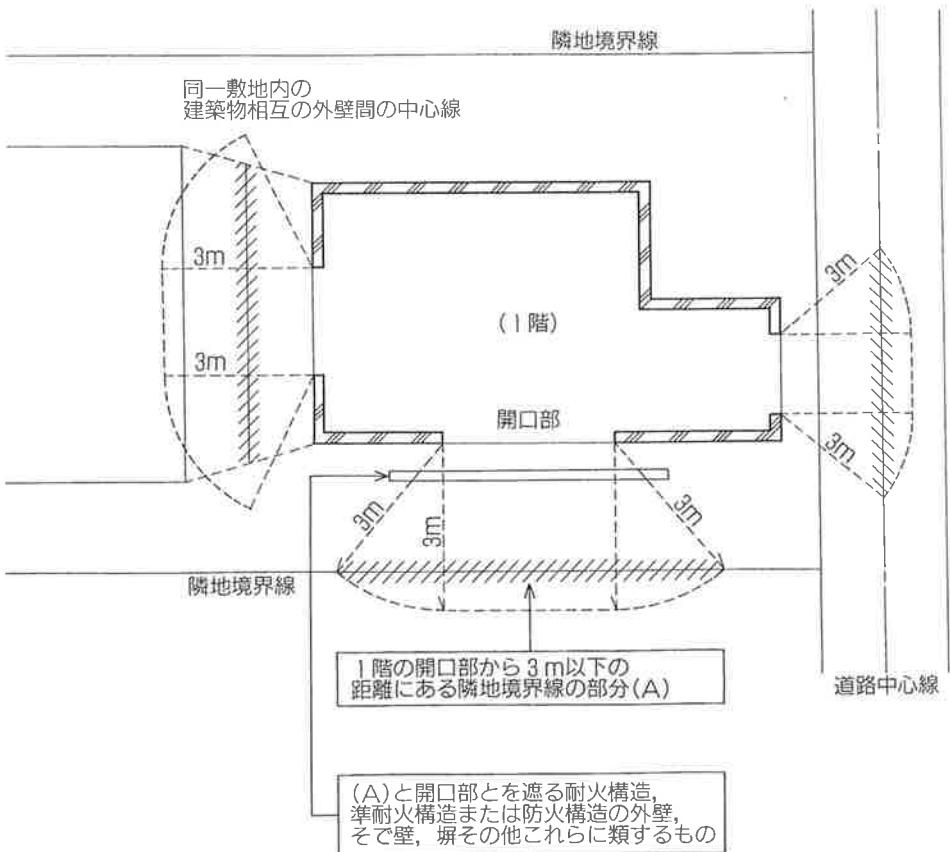


図 防火設備等とみなされる壁等

定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法第2条第9号の2口に規定する構造とする」とされてい。法律で「遮炎性能」と「準遮炎性能」という別の概念までつくつておきながら、何のことではない、告示では「同じものだ」と言つてはいるのである。

それでは「準遮炎性能」は有するが「遮炎性能」は有しない防火設備はどうすれば使用できるのだろうか？もちろん、「国土交通大臣の認定」を受ければよいのである。遮炎性能と準遮炎性能の間の性能の違いは、結局、「指定性能評価機関」等の定める試験方法や評価方法の違ひにかかるべく、ということになる。何となく訛然としないが、この仕組みが今回の一連の性能規定化とそれに対応した試験および評価、大臣認定の仕組みなのである。

### 防火設備とみなされる壁等

法第2条第9号の2口の規定や法第64条の規定および政令第109条第1項だけを見ていると、「耐火建築物」「準耐火建築物」および「防火地域又は準防火地域内

にある建築物」の「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分」にはすべて防火戸かドレンチャー等を設置しなければならないよう見えるが、政令第109条第2項を見ると必ずしもそうではない。

「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分」が「外壁、そで壁、扉その他これらに類するもの」によつて有効に遮られていれば、それらの部分には防火戸やドレンチャーは必要ないのである。

同条第2項は読めば読むほどよくわからなくなるような規定だが、「外壁、そで壁、扉」等が図のような位置関係で設置されれば「防火戸その他の防火設備」とみなされるというのである。

この規定は、従来は「外壁、そで壁、扉」等の構造を「耐火構造、準耐火構造又は防火構造」に限定していたが、平成12（2000）年の改正で規制緩和され、「防火設備」の代替としての「外壁、そで壁、扉」等については、構造制限がなくなってしまった（特定防火設備）の代替としての「外壁、そで壁、扉」等について、後述するように、特定防火設備の構造方法を定める告示において、

「防火構造」としなければならぬとする規定が残された。

先般の阪神・淡路大震災の後で、神戸市長田区の大震災の状況を調査した火災や建築の専門家が、「開口部に網入りガラスを使つていな建物は、耐火構造であつても、周囲が燃え出すと結局燃えてしまう」と報告していた。これは、大震災などの本格的な市街地大火を防止しようとすると、外壁、そで壁、扉等を「防火戸その他の防火設備」とみなすべきではないのではないか、ということだと思うのだが、今回の改正では、木製の扉などがしかるべき設置されなければ開口部に「防火設備」を設置する必要はない、とさらに緩和されてしまった。震災時の大火災などは、「建築物の周囲において発生する通常の火災」ではない、と言うことだろう。

設計するほうは選択肢が増えてよいのかもしれないし、防火理論上は正しいのだと思うが、「建築物の周囲において発生する通常の火災」だけを考えれば本当にいいのか、という点でやや疑問のある規制緩和ではある。